

# 旅客船事業者の安全性評価制度検討委員会 (第4回)

- |                   |     |
|-------------------|-----|
| 1. 評価基準について（前回議論） | P2～ |
| 2. 制度の周知方法について    | P7～ |
| 3. 取りまとめ案について     | P9～ |

# 1. 評価基準について(前回議論)

# 評価基準に関する検討(前回資料)

## 制度の目的

- ① 利用者が事業者の**安全性向上**の取組を簡便に確認できるようにし、利用者の**安心に資する**制度とする。
- ② 利用者による事業者の評価・選択を通じて、**安全性の向上**のための事業者の取組を促進する。

## 評価基準の体系(案)

評価については「安全性に対する取組状況」と「運輸安全マネジメントの取組状況」の2つの観点から基準を設定する。

### I 安全性に対する取組状況



#### 【安全性向上】視点

- 海難防止**に資するものであるか。
- 万一事故が発生した際、**救命**に資するものであるか。

#### 【安心に資する】視点

- 乗客への情報提供**が図られているか。

### II 運輸安全マネジメントの取組状況

# 安全性に対する取組状況に関する評価項目修正案(1)

	評価項目	評価基準
海難防止	航路上の他の船舶や障害物の位置を容易に把握できる。	航海用レーダーを設置している。(※)
	運航関係者の技量向上を図っている。	地域の関係者（海上保安部、漁業者等）と連携して海難防止のための訓練を実施している。
		運航管理補助者にも運航管理者資格者証を取得させている。
		操練を、船員法施行規則で定める頻度を超えて実施している。または、船員法施行規則で要求される内容以外の内容を含む操練を実施している。さらに、そのことをHP等で公開している。(※)
	船員法施行規則で定める旅客船乗組員に対する教育訓練を、法令の定める頻度を超えて行っている。さらに、そのことをHP等で公開している。(※)	
日々の運航において、安全管理に努めている。	アルコール検査を必ず2者以上の対面で行う体制を構築している。また、対面で行えない場合に高性能タイプのモバイル式アルコール検知器を導入するなど先進的な検査を行っている。	
緊急時の救命	緊急時の救命につながる設備を搭載している。	伝送経路の異なる無線設備を複数備えている。
		救命いかだの搭載が義務づけられていない船舶において、定員分の救命いかだを設置している。(※)
		法定の数量より多く救命胴衣を備え付けている。(※)

# 安全性に対する取組状況に関する評価項目修正案(2)

評価項目		評価基準
情報提供	利用者が安全情報を容易に入手できる体制を備えている。	非常用設備の位置・操作方法、非常時対応等の情報について、利用者が <b>デジタル機器（アプリ、非常時対応マニュアルビデオ等）</b> により容易に入手できる措置を執っている。
		<b>バリアフリー基準に基づく運航情報提供設備（目的港の港名その他の当該船舶の運航に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備）</b> を船舶に備えている。（※）
その他 【特別加点】		<p>輸送の安全に関する事項で公的機関から表彰されたことがある。 （例）運輸安全マネジメント優良事業者等表彰</p> <p>地域旅客船安全協議会に加盟している。</p>

## 【評価の考え方】

- ・評価単位は、事業者単位とする。
- ・各項目の評価基準が複数ある場合は、いずれかを満たしていれば可とする。
- ・（※）の評価基準については、本制度の対象事業に使用する船舶のうち、**過半数以上の船舶において**基準を満たしていれば、当該事業者がその評価基準を満たしているものとみなす。ただし、当該措置が義務となっている船舶により評価基準を満たした場合は、その船舶による得点は付与しない。
- ・「その他」の項目の各評価基準を満たしている場合は「特別加点」をする。

# 運輸安全マネジメントの取組状況に関する評価項目案

※評価項目ごとにさらに詳細な評価基準を定める予定

大項目	ガイドライン項目	評価項目
—	経営トップの責務	経営トップは、安全管理体制の構築、改善及び運営に主体的かつ積極的に関与し、輸送の安全の確保についてリーダーシップを発揮している。
	安全方針	輸送の安全確保に関する基本理念として、安全最優先の原則、関係法令等の遵守等の趣旨を盛り込んだ安全管理に関する基本的な方針を策定し、全従業員に周知し、理解、実践させている。
P	安全重点施策	輸送の安全確保に関する「安全目標」とこれを達成するための具体的な「取組計画」を策定している。
	安全統括管理者の責務 / 要員の責任・権限	運輸安全マネジメントに取組むために輸送の安全の確保について責任権限を明確にしている。
D	情報伝達及びコミュニケーションの確保	輸送の安全に関する情報の共有及び伝達を行っている。
	事故、ヒヤリ・ハット情報の収集・活用	事故・ヒヤリハット情報を収集し、再発防止に活用している。
	重大な事故等への対応	事故、自然災害が発生した場合の対応手順や連絡体制を定め、定期的な訓練を実施している。
	関係法令等の遵守の確保	関係法令等の規定を遵守するための体制を構築し、定期的に関係法令等の遵守状況の確認を行っている。
	安全管理体制の構築・改善に必要な教育・訓練等	輸送の安全に関する教育・訓練を実施している。
C	内部監査	輸送の安全に関する内部監査・チェックを実施している。
A	マネジメントレビューと継続的改善	輸送の安全に関する業務の改善措置を講じている。

## 2. 制度の周知方法について

# 制度の周知方法(案)

## 1. 制度を幅広く周知する

	国	評価団体	業界団体
利用者	<ul style="list-style-type: none"> <li>HPでプレス発表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>HPによる周知</li> <li>ポスターやパンフレットの作成、配布</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>HPによる周知</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>業界団体、業界団体未加入事業者へ通知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>HPによる周知</li> <li>説明会開催</li> <li>概要パンフレット、申請マニュアルの作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>傘下事業者へ通知</li> <li>説明会について周知</li> <li>概要パンフレット、申請マニュアルの配布</li> </ul>

## 2. 利用者に安全性をPRする

国	評価団体	業界団体	事業者	旅行会社
<ul style="list-style-type: none"> <li>マーク取得事業者をHPで公表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>マーク取得事業者をHPで公表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>マーク取得事業者をHPで公表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>取得したマークを事業所、HP、名刺等で掲載</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>旅行契約時、利用者に対して説明</li> <li>旅行パンフレット、HP等での周知</li> </ul>



## 3. 取りまとめ案について

## 制度名称について(案)

- “安全性向上に積極的に取り組んでいる事業者”を評価するマークであると正しく伝わるよう、制度の呼称を検討。

〈方向性1〉安全性向上に積極的に取り組んでいる事業者を認定する制度であることが伝わるよう、制度名を記載する。

【案1】 **安全リーディング事業者認定制度**

【案2】 **安全性向上事業者認定制度**

【案3】 **がんばる旅客船事業者応援制度**

〈方向性2〉覚えやすいマーク名を制度名とし、制度の補足説明で制度の趣旨が伝わるようにする。

【案4】 **S-Upマーク** (エスアップマーク)

「Safety(安全性)」が「Up(向上)」した事業者を評価する。

【案5】 **+ONEマーク** (プラスワンマーク)

安全性に関し「プラスアルファ」の取組を実施している事業者を評価する。

【案6】 **がんばるシップマーク**

安全性向上に努力している事業者を評価する。

# 制度取りまとめ(案)

## 目的

- ① 利用者が事業者の**安全性向上**の取組を簡便に確認できるようにし、利用者の**安心に資する**制度とする。
- ② 利用者による事業者の評価・選択を通じて、**安全性の向上**のための事業者の取組を促進する。

## 制度の位置づけ

事業者の申請に基づく**任意**の制度。事業者単位で評価。

## 対象者

### 不定期航路事業者

※検討委員会の議論を踏まえ、事務局で引き続き検討。

## 評価方法

書類審査

## 認定期間

2年～3年（上位マーク取得事業者は、4年～6年）

## 評価認定の方法

### 〈申請要件〉

- ①事業許可取得（又は届出）後、3年以上経過していること。
- ②過去3年間に、行政処分又は安全の確保に係る行政指導を受けていないこと。
- ③過去に認定の取消しを受けた際の欠格期間に該当していないこと。

### 〈評価項目〉

#### 大項目

- |                                  |
|----------------------------------|
| I.安全性に対する取組状況                    |
| ・「海難防止」「救命」「乗客への情報提供」の3つの観点から評価。 |
| II.運輸安全マネジメントの取組状況               |

### 〈評価基準〉

※検討委員会の議論を踏まえ、事務局で引き続き検討。

- マークを取得している事業者が、次の申請において再び左記の条件を満たした場合は、上位マークを付与。
- 上位マークを取得した事業者は、マークの有効期間を延長する。その次の更新で、再び左記の条件を満たした場合は、上位マークを付与。

### 〈認定の取消し〉

- 認定事業者が以下のいずれかに該当した場合は、認定の取消しを行う。
- 認定を取り消された事業者は3年間申請できない。
- ア.不正申請等により認定を受けたことが確認された場合
- イ.認定期間内に認定事業者が当事者となる事故を発生させた場合
- ウ.認定期間内に認定事業者が行政処分又は安全の確保に係る行政指導を受けた場合

# 評価の仕組みについて(イメージ)

※認定の有効期間3年の場合

